

リワーク支援についてよくある質問（ご本人向け）

Q1. 1日のスケジュールについて教えてください

体力の維持向上を目的とするため、基本的に平日週5日（月曜～金曜）の10:00～15:00の時間帯でのご利用となっております。

決められた作業や講習のスケジュールに沿って、他の受講生の方と一緒に同じカリキュラムを受けていただきます。

Q2 利用の流れについて教えてください

まずは電話またはメールでお問い合わせください。ご本人、事業所担当者、主治医などなたからでもお問い合わせ頂けます。

- ① 当センターで初回の面談を行います。リワーク支援の概要や目的等について説明を行います。
- ② リワーク支援の内容や目的にご理解いただき、ご利用の希望があれば、皆様にまずは体験で通所して頂きます（2～4週間程度）。
- ③ 体験期間で安定して通所でき、かつご本人、主治医、事業所の3者同意が得られた後に正式に利用開始となります。

Q3 3者同意はどのようなことが行われますか

3者はご本人・事業主・主治医を指します。

○ご本人：生活リズムや調子の波の把握確認、復職に向けた課題の整理等

○事業主：復職時の受け入れ体制や復職についての考え方の確認、当センターよりリワーク支援期間中の支援内容の説明等

○主治医：ご本人の体調や復職に当たっての留意事項等の確認等

これらの対応についてはご本人や事業主と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めて行きます。

Q4 どのくらいの期間利用しますか

全てのカリキュラムを終えるのに、体験期間と正式な利用期間をあわせて、平均的に約14～20週間（3～5か月程度）ご利用頂くことが多いです。ご本人のご希望、および事業所や主治医の同意があればより短い期間、もしくは長い期間での支援期間の設定も可能です。留意点として、体験期間を含めて上限6か月間の利用期限があります。

Q5 休職期間が残りわずかになっているのですがリワーク支援を利用できますか

支援を行う期間は個別に設定していますが、的確な形でリワーク支援を行うためには休職期間がおおむね半年以上残っていることが望まれます。休職期間が残り少なくなっている場合には、復職までの課題の整理を行うことや、カリキュラムの一部のみを利用するということも可能です。

Q6 疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援を受講できますか

リワーク支援は、精神疾患の診断があればうつ病以外の疾患（そううつ病、適応障害、抑うつ状態、統合失調症等）によって休職されている方でも、受講可能です。

精神疾患以外の診断の方で休職されている方の場合には、別の支援プログラム（職業準備支援）をご提案しています。

Q7 休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか

リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員の方のみを対象とするプログラムのため、公務員の方はご利用できません。

Q8 復職後のサポートは何かありますか

復職後ご本人や事業主の希望があれば、カウンセラーやジョブコーチ等の支援者による面談（事業所や当センターで）や電話・メールでのご相談が可能です。

Q9 退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか

リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方に対しては、就職のための支援プログラム（職業準備支援等）をご提案しています。

リワーク支援についてよくある質問（事業主向け）

Q1. 休職中の社員にリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

申し込みはご本人、事業主、主治医のいずれからでも受け付けています。リワーク支援を開始する段階ではご本人様、事業主、主治医の三者の合意が必要となります。

Q2. どのようなタイミングで休職者にリワーク支援を勧めるとよいでしょうか。

リワーク支援が可能な体調や気分の状態かどうか、主治医もしくは産業医との相談のもと、リワーク支援を勧めていくと良いと思われれます。

休職者ご本人としては、休職当初はまず十分な療養や薬物治療等に専念して頂きます（療養期）。その後、少しずつ散歩や図書館通い等昼間の活動量を増やしていけることが望ましいでしょう（回復期）。生活リズムが一定になってきた、他者がいる環境で一定時間過ごせる、仕事のことを考えても気分が落ち込みすぎない等の状態（復職準備期）を目安に、リワーク支援を活用していくと良いと思われれます。

Q3. リワーク支援の三者同意について、企業側は誰の（役職等）同意が必要となるのでしょうか？またその担当者が行う役割はどのようなものでしょうか？

企業の同意については、休職者の職場復帰の決定に一定の権限を有している方であり、かつ、ご本人の復職後の労働条件、職務設定等で具体的な対応を図れる方であることが望まれます。多くの企業様では、人事担当者、もしくは職場の上司（所属長等）のいずれかの署名をいただいています。

役割としては、受け入れに向けた社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況についてカウンセラーと調整、休職者との定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等についてご協力いただいています。

Q4. 主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが、復職できる状況に思えません。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認してほしいのですが利用できますか？

当センターにおいて復職の可否の判断は致しかねます。復職可能かどうかはご本人様の回復状況だけでなく、受け入れ体制や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容など 企業側の要因も大きいため、復職可否の判断は企業で行っていただく必要があります。